

第6回宇宙開発委員会（臨時会議）

議 事 次 第

1. 日 時 昭和54年3月23日（金）  
午後2時～3時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 宇宙開発に関する基本計画について
4. 資 料

委6-1 第5回宇宙開発委員会（定例会議）  
議事要旨（案）

委6-2 宇宙開発に関する基本計画（案）

~~委~~6-3 〃 , 12-47

第 5 回宇宙開発委員会（定例会議）

議 事 要 旨（案）

1. 日 時 昭和 54 年 3 月 14 日（水）  
午後 2 時～3 時
2. 場 所 宇宙開発委員会会議室
3. 議 題 宇宙開発計画の改訂について
4. 資 料

委 5-1 第 4 回宇宙開発委員会（臨時会議）議事要旨（案）

委 5-2 宇宙開発計画（昭和 53 年度決定）（案）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

梶 島 毅

宇宙開発委員会委員

吉 謙 雅 夫

〃

八 藤 東 隆

〃

齋 藤 成 文

関係省庁職員等

科学技術庁研究調整局長

榎 山 重 道

〃 長官官房参事官

禰 津 信 男

文部省学術国際局参事官

手 塚 晃

（代理：梅枝）

通商産業省工業技術院総務部長

服 部 典 徳

（〃：高橋）

運輸省大臣官房参事官

西 村 康 雄

（〃：岡本）

〃 気象庁総務部長

和 良 英 明

（〃：山中）

運輸省海上保安庁総務部長

沼 越 淳 也

（代理：石井）

郵政省電波監理局参事官

浜 田 望

（〃：飯田）

〃

九 里 茂

宇宙開発事業団

飯 塚 裕 久

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長

堀 内 昭 雄

〃 〃 宇宙国際課長

佐 藤 允 克

〃 〃 宇宙開発課長

鈴 木 晃

他

6. 議事要旨

(1) 前回議事要旨

第 4 回宇宙開発委員会（臨時会議）の議事要旨が確認された。

(2) 宇宙開発計画の改訂について

事務局から、資料委 5-2 に基づいて説明が行われたのち、宇宙開発計画（昭和 53 年度決定）が原案どおり決定された。

宇宙開発に関する基本計画(案)

昭和54年3月23日  
宇宙開発委員会  
議 決

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定めること  
については異議がない。

記

近年、宇宙技術の急速な発展により、宇宙の科学研究及び通信、  
気象観測等の宇宙利用が広く行われるようになってきたが、さらに  
スペースシャトル等新たな宇宙輸送システムが具体化してきたこ  
とにより、世界的に宇宙の研究及び利用が広範に促進される新た  
な時代を迎えようとしている。

一方、我が国においても、これまでの十数年の努力により宇宙  
開発の基礎固めの段階を終え、科学研究及び実利用の両分野にわ  
たつて多様な開発活動が可能となつてきた。

このような情勢を踏まえ、我が国としてはさらに一層宇宙開発  
を推進することとし、次により関係各界の総力をあげてこれに取  
り組むこととする。

1. 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和  
53年度決定）に基づいて行う。
2. 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企  
画調整機能の一層の充実強化を図る。また、関係各機関は、宇  
宙開発委員会の方針に沿つて、その分担と役割に応じ相互の協  
力を維持しつつ研究及び開発を進める。
3. 開発を進めるに当たつては、進捗状況の把握及び成果の評価  
を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の  
効率的な進用に配慮する。



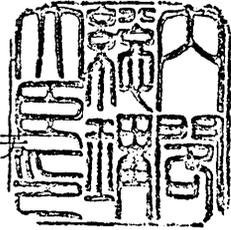
5 4 研 第 1 9 号  
昭和 5 4 年 3 月 2 2 日

宇宙開発委員会委員長

金 子 岩 三 殿

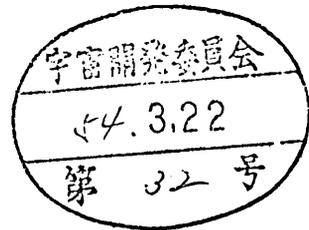
内閣総理大臣

大 平 正 夫



宇宙開発に関する基本計画について

標記の件について、別紙のとおりこれを定めたく、宇宙開発事業団法（昭和 4 4 年法律第 5 0 号）第 2 4 条に規定する貴委員会の議決を要請する。



宇宙開発に関する基本計画

我が国の宇宙開発に関する基本計画を下記のとおり定める。

記

近年、宇宙技術の急速な発展により、宇宙の科学研究及び通信、気象観測等の宇宙利用が広く行われるようになってきたが、さらにスペースシャトル等新たな宇宙輸送システムが具体化してきたことにより、世界的に宇宙の研究及び利用が広範に促進される新たな時代を迎えようとしている。

一方、我が国においても、これまでの十数年の努力により宇宙開発の基礎固めの段階を終え、科学研究及び実利用の両分野にわたって多様な開発活動が可能となってきた。

このような情勢を踏まえ、我が国としてはさらに一層宇宙開発を推進することとし、次により関係各界の総力をあげてこれに取り組むこととする。

1. 開発の実施は、宇宙開発委員会が定めた宇宙開発計画（昭和53年度決定）に基づいて行う。
2. 開発体制については、宇宙開発委員会における重要施策の企画調整機能の一層の充実強化を図る。また、関係各機関は、宇宙開発委員会の方針に沿って、その分担と役割に応じ相互の協力を維持しつつ研究及び開発を進める。
3. 開発を進めるに当たっては、進捗状況の把握及び成果の評価を行いつつ、計画の管理を合理的に行うとともに、特に資金の効率的な進用に配慮する。